

【これは高知家庭裁判所本庁での取扱いです】

## 面談日の予約について

以下の手順にて申立手続を進めてください。

- ① 申立てセットに付属しているチェックリストを参考にして、必要書類をそろえてください。
  
- ② 必要書類がそろった後、電話で面談日の予約を行ってください。
  - ※ 面談日とは、申立人に裁判所にお越しいただき、ご事情をお伺いする日のことです。下記3の必要書類の提出日とは異なります(書類を提出する日の予約は要りません。)
  - ※ 電話番号は、088-822-0440です。「成年後見の面談の予約をしたい」旨お伝えください。
  - ※ 面談は、月曜日と木曜日(祝日を除く)の
    - ①9:30から(親族等が後見人等候補者の場合は、8:40から)
    - ②10:00から(親族等が後見人等候補者の場合は、9:20から)の2つの時間に行っています。
  - ※ 面談にかかる時間は2~3時間程度です。
  
- ③ 面談日の1週間前までに、裁判所4階の⑪番窓口にて、上記1の必要書類を提出してください。
  - ※ 必要書類は郵送で提出していただくことも可能です。以下の宛先にお送りください。  
〒780-8558  
高知市丸ノ内1丁目3番5号 高知家庭裁判所 家事書記官室
  - ※ 鑑定を実施するかどうかは面談日に決まりますので、必要書類を提出する段階では、鑑定費用の納付は不要です(その他の収入印紙、切手は必要書類提出時に提出してください。)
  
- ④ 面談日当日は、裁判所4階の⑪番窓口にお越しください。
  - ※ 当日は、鑑定料と印鑑をご持参ください。
  - ※ 受付の者に「成年後見の面談に来た」旨お伝えください。